

# 地籍調査事業

土地に関する記録は登記所(法務局)において管理されていますが、土地の位置や形状等を示す情報として登記所に備え付けられている地図や図面は、その半分ほどが明治時代の地租改正時に作られた地図(公図)などをもとにしたものです。

そのため登記所に備え付けられている地図や図面は、境界や形状などが現実とは異なっている場合が多くあり、また、登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合があるのが実態です。

地籍調査未実施の場合、土地を取引したり担保権を設定したりする際に、境界の調査に多大な時間と費用を要し、また、大規模災害が発生した場合、災害復旧にあたり、まず土地の境界の確認から始める必要が生じ、土地の境界を示す杭が無くなったり、移動したりしてしまった場合には、立会い等により土地所有者等の確認を得るなど、災害復旧に着手する前に多くの時間と手間が必要となることから、被災地の復旧・復興が遅れる要因にもなっています。



①土地を購入し、改めて測って見たら登記簿の面積と違っていた。



②塀をつくり替えようとしたら、隣の土地の所有者から「境界が違う」と言われた。



③相続を受けた土地の正確な位置がわからなかった。

地籍調査は一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査であり、地籍調査が行われることにより、土地の面積や地目など、登記記録の内容が正確なものに修正されるので、登記されている土地の筆界を現地に復元することも可能となり、土地取引の円滑化と土地資産の保全、公共事業・民間開発事業のコスト縮減、災害復旧の迅速化、公共物管理の適正化、固定資産税の課税の適正化などに資するものです。

平成 26 年度、管内では、豊中市、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、高槻市(森林組合)で実施しています。

